様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 1月15日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）しゃかいふくしほうじんしいはらじゅけいかい  一般事業主の氏名又は名称 社会福祉法人椎原寿恵会  （ふりがな）なかがわら　あきら  （法人の場合）代表者の氏名 中川原　章  住所　〒841-0072  佐賀県 鳥栖市 村田町１２５０番地１  法人番号　6300005005000  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　当法人のDXへの取り組み | | 公表日 | ①　2025年11月13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ホームページでの公表  　https://magokoro.or.jp/about/disclosure/dx  　【DXへの取組について】【DXによって目指す経営ビジョン】【DXによって目指す経営方針】 | | 記載内容抜粋 | ①　社会福祉法人 椎原寿恵会は、介護・保育・障がい者支援等の各事業所においてDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、  1)職員の業務負担軽減と働きやすい職場づくり  2) 利用者・入居者の生活の質（QoL）向上  3) 法人の持続可能な運営体制の確立  を目指します。  DXによって、利用者・入居者のADL向上・健康の維持・ケアに係る満足度の向上を目指します。  また、DXによって目指す経営方針として  ・職員が明るく前向きに働ける組織づくりと業務効率化（残業ゼロを含む生産性向上）  ・介護・保育・障がい者支援施設への計画的なICT導入と業務プロセスを標準化し、ICT/データ活用を通じたサービス品質の継続的な改善を行う  ・職員のITリテラシーの定着（デジタルスキルマップ作成の機会を活用）を掲げています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会設置会社ではない為、取締役会に準ずる理事会での承認を得て決定したもの |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　当法人のDXへの取り組み | | 公表日 | ①　2025年11月13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ホームページでの公表  　https://magokoro.or.jp/about/disclosure/dx  　【DXに向けた経営戦略】 | | 記載内容抜粋 | ①　1. データ活用の具体的方策  　- 介護記録のデジタル化と多職種連携への活用  　- 記録・バイタル等の一元管理により状態観察・早期変化把握を円滑化  2. 環境整備の具体的方策  - 介護・保育・障がい者支援施設への計画的なICT導入と業務プロセスの標準化  - 介護ソフト「ケアカルテ」への全面クラウド移行（2025年）  - 見守りセンサー／眠りの質評価（眠りコネクト等）やAIの段階的導入  - Wi-Fi 環境整備、iPhone/iPad 等の業務端末整備  - 先進ロボット機器（HugやLOVOT、電動リフト等）など導入済機器のみならず、様々な機器やサービスの試用（デモンストレーション）  - 職員アンケートによる活用状況や課題の把握  3. 推進プロセス  　- 導入前後の試用（デモ）と検証、課題の洗い出し  　- 取り組み内容の協議・評価・改善のPDCAを委員会主体で実施 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会設置会社ではない為、取締役会に準ずる理事会での承認を得て決定したもの |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　当法人のDXへの取り組み  　【DX推進体制】【人材育成について】 | | 記載内容抜粋 | ①　・佐賀事業所内：真心の園DX委員会（特養におけるICT/ロボット導入・検証を所掌）  -メンバー構成：副施設長・デジタル推進監・介護課長補佐・医務課・栄養課・生活相談員・デジタル推進担当  ・法人全体：デジタル委員会（法人全体の協議・共有を所掌）  -メンバー構成：デジタル推進監・鹿児島事業所介護職員・介護課長補佐・デジタル推進担当  人材育成についてはITリテラシーの定着と向上を目指し、デジタルスキルマップの作成・活用を推進。  デジタル利活用研修の計画・実施。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　当法人のDXへの取り組み  　【DXに向けた経営戦略】2.環境整備の具体的方策 | | 記載内容抜粋 | ①　・介護・保育・障がい者支援施設への計画的なＩＣＴ導入と業務プロセスの標準化  ・介護ソフト「ケアカルテ」への全面クラウド移行(2025年)  ・見守りセンサー／眠りの質評価（眠りコネクト等）やAIの段階的導入  ・Wi-Fi 環境整備、iPhone/iPad 等の業務端末整備  ・先進ロボット機器（HugやLOVOT）など導入済機器のみならず、様々な機器やサービスの試用 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　当法人のDXへの取り組み | | 公表日 | ①　2025年11月13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ホームページでの公表  　https://magokoro.or.jp/about/disclosure/dx  　【DX戦略達成指標】 | | 記載内容抜粋 | ①　・介護ソフト「ケアカルテ」への全面クラウド移行（2028年までに介護保険事業所において導入100％・活用率は100％を目指す）  ・見守りセンサー／眠りの質評価（眠りコネクト等）やAIの段階的導入（特養において2028年までに100％・活用率は80％を目指す）  ・Wi-Fi 環境整備、iPhone/iPad 等の業務端末整備（有床事業所において2028年までに80％の整備を目指す） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年11月13日 | | 発信方法 | ①　当法人のDXへの取り組み  　ホームページでの公表  　https://magokoro.or.jp/about/disclosure/dx  　DX推進に向けてのメッセージ | | 発信内容 | ①　業務のデジタル化・ロボット化等の変革に向け、人口減少、人材不足、物価高騰等で大変厳しい環境にあるわが国の介護・医療施設の現状を、来るべき時代に即した体制整備と、職員が明るく楽しく働ける環境づくり、利用者満足の向上を軸に継続して進めます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 10月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 10月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。